

世界に誇る平和憲法

日本国憲法

第九条 ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

②前項の目的を達するため、陸海空軍その他戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

일본국 헌법

제9조 ①일본 국민은 정의와 질서를 기조로 하는 국제평화를 성실하게 희구하며, 국권 발동에 의한 전쟁과 무력에 의한 위협 또는 무력 행사를 국제분쟁을 해결하는 수단으로서 영구히 포기한다.

②전 항의 목적을 달성하기 위해 육해군 기타 전력을 보유 유지하지 않는다. 국가의 교전권은 이것을 인정하지 않는다.

日本国宪法

第9条 ①日本国民衷心谋求基于正义与秩序的国际和平，永远放弃以国权发动的战争，武力威胁或武力行使作为解决国际紛争的手段。

②为达到前项目的，不保持陆海空军及其他战争力量，不承认国家的交战权。

The Constitution of Japan

Article 9. ①Aspiring sincerely to an international peace based on justice and order, the Japanese people forever renounce war as a sovereign right of the nation and the threat or use of force as means of settling international disputes.

②In order to accomplish the aim of the preceding paragraph, land, sea, and air forces, as well as other war potential, will never be maintained. The right of belligerency of the state will not be recognized.

次の世代に無傷でついでついでに

日本共産党

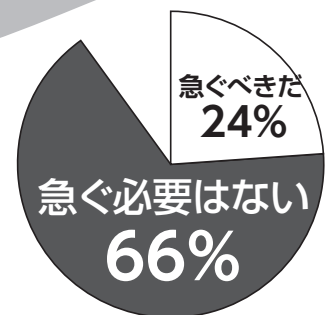
9条改憲 発議 絶対許さない



「自衛隊」と憲法に書くだけなら…。ごまかされてはいけません。安倍改憲の狙いは、海外での無制限の武力行使に道を開くことです。

与党は国会での改憲発議に必要な3分の2の議席を再び占め、自民党は来年の通常国会に改憲案を示すとしています。しかし世論調査では「改憲発議急ぐな」が多数(グラフ)。国民の世論で改憲発議を阻止しましょう。

改憲発議を急ぐべきか



「毎日」11月14日付



日本共産党

近畿民報

2017年12月 No.3 (第309号)
発行/日本共産党国会議員団
近畿ブロック事務所

〒537-0025 大阪市東成区中道1-10-10ホクシンビース102号
Tel.06(6975)9111 Fax.06(6975)9115
Eメール:jcpkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共産党は以上の見解を発表しました。

再び海外で「戦争する国」ゴメン

折り目